

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

中 島 将 隆

要 旨

日本の財政資金は、今日、歳入の半分を国債で調達している。財政膨張によって税収不足となり、不足する財政資金を赤字国債発行で無制限に調達する構図となっている。財政法第4条は赤字国債の発行を禁止している。にもかかわらず、なぜ、赤字国債の無制限発行が続いているのだろうか。

振り返ってみると、赤字国債の発行が開始されたのは昭和50年度（1975）からである。昭和55年度（1980）には7兆3150億円の赤字国債が発行され、国債依存度は32.6%となった。しかし、昭和55年度をピークに、その後、赤字国債発行額は減少する。赤字国債依存体制脱却が財政目標となり、平成3年度（1991）から平成5年度（1993）まで、赤字国債の発行実績はゼロとなった。赤字国債依存体制から脱却することができたのである。

ところが、平成6年度（1994）から減税特例公債という名前で赤字国債の再発行が開始され、平成10年度（1998）から赤字国債の無制限発行体制へ移行した。平成10年度の赤字国債は当初予算で7兆1000億円であったが、補正後では16兆9500億円となり、国債依存度は当初の20%から40.3%へと倍増した。平成10年度以降今日まで、不足する財政資金は無制限に赤字国債で調達され、その結果、政府債務残高は短期間に急速に膨張した。

なぜ、赤字国債の無制限発行が可能になったのだろうか。この疑問を解き明かすには、赤字国債発行の開始時点から今日までの推移を再検討する必要がある。財政法の禁止規定にもかかわらず、なぜ赤字国債発行が可能になったのか、昭和50年代中ごろから赤字国債発行額を削減できたのは何故であったか、赤字国債依存体制から脱却することが出来たにもかかわらず平成10年度から赤字国債無制限発行体制へ移行したのは何故か、こうした疑問を解決するには国債管理政策の変化、国債をとりまく金融市場の変化、政策決定プロセスの変化を検討していくこ

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

とが必要だろう。

目 次

はじめに

- I. 赤字国債発行と大平正芳の苦悩
 1. 赤字国債の発行開始と歯止装置
 - (1) 特例公債法による赤字国債発行
 - (2) 赤字国債発行の歯止装置
 2. 赤字国債削減に苦悩する大平首相
 - (1) 大平正芳の財政思想
 - (2) 消費税導入の提案と挫折
 - (3) 実現した赤字国債発行額の減額
 3. 赤字国債依存体制の脱却
- II. 赤字国債歯止装置の破壊
 1. 現金償還原則の変更を答申した財政制度審議会の報告書
 2. 特例公債法から削除された現金償還原則
 - (1) 禁止規定から努力目標に変更された特例公

債法の規定

- (2) 赤字国債の借換償還を再確認する財政制度審議会報告
 3. 赤字国債償還ルール変更の意味するもの
- III. 赤字国債無制限発行への道程
1. 減税特例国債の発行と赤字国債発行の再開
 2. 平成10年度以降の赤字国債無制限発行
 - (1) 財政構造改革に関する特別措置法の停止
 - (2) 大型景気対策と赤字国債発行
 - (3) 赤字国債膨張要因の変化
 3. なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか
 - (1) 削除された赤字国債現金償還の原則
 - (2) 国債利払費の軽減と危機感の喪失

参考文献

はじめに

日本の政府は、今日、財政資金の半分を国債で調達している。財政膨張によって税収不足となり、不足する財政資金を国債で無制限に調達する構図となっている。今日の日本は、日本の長い歴史の中で最も平和な時代、飢えを知らない平和な時代である。国内で戦争のない時代と言えば、平安時代、江戸時代、それと今日の3つの時代にすぎない。国家存亡の危機であれば話は別だが、この平和な時代に国の財政資金の半分を借金で調達するとは、全くもって異常な事態と言わざるを得ない。しかも、発行される国債の圧倒的部分は赤字国債である。財政法第4条は赤字国債の発行を禁止し「国の歳出は、

公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と定めている。にもかかわらず、なぜ、赤字国債の無制限発行が続いているのだろうか。

振り返ってみると、赤字国債が本格的に発行されるのは昭和50年度（1975）からである。昭和50年度の補正予算で2兆905億円の赤字国債が発行され、以後、赤字国債の増発が続く。そして、昭和55年度（1980）には7兆3,150億円の赤字国債が発行され、国債依存度は32.6%となった。

赤字国債の増発が続いたが、昭和55年度をピークに、その後、赤字国債発行額は減少する。赤字国債依存体制からの脱却が財政目標となり、平成2年度（1990）、ついに当初予算で赤字国債発行額がゼロとなった。続く平成3年度

(1991) から平成5年度(1993)まで、赤字国債の発行実績はゼロとなった。赤字国債依存体制から脱却することができたのである。

ところが、平成6年度(1994)から減税特例公債という名前で赤字国債の再発行が開始される。減税国債とは減税によって生じた資金不足を借金で埋め合わせるものである。この時点から、赤字国債の発行が再開される。そして、平成10年度(1998)から赤字国債の無制限発行体制へ移行した。平成10年度の当初予算で赤字国債は7兆1,000億円であったが、補正後では16兆9,500億円となり、国債依存度は当初の20%から40.3%へと倍増した。平成10年度以降、不足する財政資金は無制限に赤字国債で調達され、その結果、政府債務残高は短期間に急速に膨張し、GDP比の2倍となって先進国で最悪となった。

なぜ、赤字国債の無制限発行が可能になったのだろうか。この疑問を解き明かすには、赤字国債発行の開始時点から今日までの推移を再検討する必要がある。財政法の禁止規定にもかかわらず、なぜ赤字国債発行が可能になったのか、昭和50年代中ごろ以降から赤字国債発行額を削減できたのは何故であったか、平成3年度には赤字国債発行依存体制から脱却することが出来たにもかかわらず平成6年度から赤字国債の再発行が開始されるのは何故か、平成10年度から赤字国債無制限発行体制へ移行するが、なぜ今日まで無制限発行が継続しているのか、こうした問題を国債管理政策の変化、国債をとりまく金融市場の変化、財政規律の変化を通じて検討していくことが必要であろう。以下では、赤字国債の無制限発行を可能にした諸条件を明らかにしていきたい。

I. 赤字国債発行と大平正芳の苦悩

1. 赤字国債の発行開始と歯止装置

(1) 特例公債法による赤字国債発行

赤字国債の発行は、昭和50年11月7日の臨時国会で決定された。臨時国会で補正予算が成立したが、税収不足が2兆9,000億円となり、酒・タバコ関係法・郵便料金値上法等が難航し、赤字国債の発行が不可避となった。税収不足の財源を調達するため、両院大蔵委員会で強行採決という非常手段によって赤字国債発行が決定された¹⁾。

赤字国債発行が不可避となったが、財政法第4条は赤字国債の発行を禁止している。そこで、財政制度審議会は「昭和50年度補正予算の編成及び特例公債法案についての報告」を提出し、財政法第4条に対する特例として赤字国債が発行されることになった。12月25日、「昭和50年度の公債の発行の特例に関する法律」(特例公債法)が公布され、赤字国債がはじめて発行された²⁾。

昭和50年度の特例公債法は次のように定めている。

〔(特例公債の発行)〕

第1条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項の規定にかかわらず、昭和50年度の一般会計補正予算において見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため、当該法補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第2条 前条の規定による公債の発行は、昭和51年5月31日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和50年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第3条 政府は、第1条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

以後、赤字国債は毎年制定される特例公債法に基づいて発行され、この時点から赤字国債の大量発行時代を迎えることになった。

(2) 赤字国債発行の歯止装置

赤字国債発行は大平正芳が蔵相時代に開始されたが、大平蔵相は赤字国債の発行抑制が必要と考えていた。赤字国債発行が検討され始めた昭和50年4月15日、衆院大蔵委員会で特に発言を求め「当面の財政事情について」発言しているが、この発言は財政危機宣言とも言われている。財政危機宣言の中で、次のように述べている。

「49年度の税収減が50年度税収にも影響を及ぼすことは避けられないものと思われまます…。従来のように自然増収を期待することは困難であり、むしろ、自然減収が生ずる事態も考えておかねばなりません。この場合、公債の増発によって対処すべしとする考え方もありますが、安易な公債の増発は厳に慎むべきことは言うまでもありません³⁾。

赤字国債発行後の昭和51年(1976)1月23

日、衆院本会議での財政演説では、次のように述べている。「昭和51年度予算の編成に当たりましては…50年度補正予算に引き続き、特例公債を含む多額の公債の発行により対処すること致しました。しかしながら、このことはあくまで当面の事態に対処するための特例的な措置であって、安易な公債依存は排し、速やかに特例公債に依存しない財政に復帰することが、財政運営の要諦であることは申すまでもありません⁴⁾。

大平蔵相は赤字国債の発行は抑制すべきであること、発行する場合には歯止装置が必要であると考えていた。まず、特例法による赤字国債の発行は単年度法とすること、次に、赤字国債は現金償還ルールを原則とすること、この二つを歯止装置とした。『大平正芳・政治的遺産』では、次のように記されている。

「大平蔵相は赤字公債の発行の歯止めという点にもっとも心を配られ、発行のために必要な法案も恒久的なものではなく1年ごとに国会の議を経るという形にされたほか、国会審議の場でこの公債の借り換えは行わないことを明らかにされるなど、大臣として一番汗を流さなければならぬ途をあえて選択された⁵⁾。

赤字国債発行の歯止装置について、もう少し詳しくみていこう。建設国債は60年ルールによって借換償還されるが、赤字国債は現金償還を本則とするとして、昭和50年度については、補正予算に添付した償還計画表の説明欄等において明記した。すなわち、赤字国債については、満期が到来する昭和60年度までに全額償還し、借換償還は行わないことを定めたのであ

る⁶⁾。

昭和51年度(1976)から58年度(1983)までについては、特例公債法において赤字国債償還について借換償還を禁止し、現金償還を原則とした。すなわち、特例公債法第2条4で「第一項の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第5条の規定による償還のための起債は、行わないものとする」(昭和58年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置法に関する法律)⁷⁾。

大平蔵相は赤字国債の歯止装置によって発行額を抑制しようとしたが、50年度以降、赤字国債の増発が継続する。このため、大平内閣が成立すると直ちに赤字国債削減に取り組み、財政健全化が大平内閣の最優先課題となる。

2. 赤字国債の削減に苦悩する大平首相

(1) 大平正芳の財政思想

昭和53年(1978)12月7日、第一次大平内閣が発足したが、大平内閣の最重要課題は財政健全化であった。大平正芳が財政健全化に如何に取り組んだか、如何なる財政思想に基づくものであったか、この点については大平の著書、残された膨大な資料と伝記、関係者著書、多くの研究書によって知ることができる⁸⁾。

大平の赤字国債膨張に対する基本的な視点は、「子孫に膨大な負担を残してはいけない」という点につきる。昭和54年8月に開催された自民党研修会では、次のように講演している。

「今年予算は、租税収入は、55.7パーセントしかなく、国債は39.6パーセントと大変大きくなってきたのであります。…39.6パーセントというような国債を使っていたのでは、うだつが上がらざるがありません。…今日、われわれ

の生活は、われわれの子孫に負担を残しながら生活しているようなものであります。…これをいつまでも続けるわけにはいきません。責任ある政府といたしましては、なんとしてもこの状態を早く是正しなければなりません」⁹⁾。

また、昭和54年9月の臨時国会における所信表明演説でも、次のように述べている。「財政規模は膨張する一方、収入はその後もこれに対応できず、年々累増する国債に大きく依存せざるを得ない状況が続いております。もはや負債が負債を生むという財政運営をこれ以上続けることはできません。膨大な負債をこれ以上後代に押し付けることも許されません。…財政は、次代に備えるため、速やかに自らの体質を改めて、その対応力の回復を図るべきであります」¹⁰⁾。

この基本的視点にたち、財政健全化のため大平は3つの課題に取り組むことになった。まず、赤字国債を削減するため国債発行額を減額することである。次に、赤字国債依存対体制からの脱却である。国債発行額を削減し、赤字国債発行をゼロにするには、歳出歳入の見直しが必要だが、それでも不足する場合、国民に新たな負担を求める、すなわち、消費税の導入はやむを得ない、との結論に達した。そして、この3つの課題を達成するため、首相就任と同時に財政再建への努力を重ねる。以下、3つの課題にどのように取り組んだか、みていく。

(2) 消費税の提案と挫折

大平首相は財政再建と赤字国債の削減を最優先課題とし、赤字国債依存体制から脱却には消費税の導入もやむを得ない、と考えていた。「国民が好まないことでも、やらねばならない

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

ときがある。それが政治というものだ¹¹⁾という決意を秘めていた。

大平内閣は昭和53年12月7日に発足したが、発足の翌日、大平首相は記者会見で「政治が甘い幻想を国民に抱かせてはならないし、国民も過大な期待を抱かないでほしい」と述べている¹²⁾。そして、翌月の1月4日の記者会見で、はじめて消費税の導入に言及し、1月5日には消費税の導入を閣議決定した。

昭和54年（1979）1月25日、第87回国会での施政演説において、消費税の導入の必要性について言及している。

「財政再建の問題は、いよいよ緊切の課題となつてまいりました。…財政の現状は、なお前年度を上回る公債に依存せざるを得ない状況であり、更にその将来の展望を考えますと、其の再建は、今こそ本格的に取り組まなければならない国民的課題であることはあきらかでありませぬ。…財政があらゆる要求をそれなりに適応することができた高度成長期の夢はもはやこれを捨て去らねばなりません。私は、そういう観点に立ち、一般消費税の導入など税負担の問題についても、国会の内外において論議が深まることを強く望んでおります」¹³⁾。

1月25日の施政演説で消費税導入に言及したが、衆議院選挙のムードが高まってくると、与党の自民党内では、増税では選挙は戦えないとして、7月7日、消費税に反対する「財政再建議員懇談会」が結成された。所属議員の過半数にのぼる214名が参加する事態になった。

昭和54年9月3日、第88回臨時国会で大平首相は所信表明演説を行った。この演説に先立って、大平首相・三木元首相・福田前首相の三者

間で、衆議院を9月7日に解散するという合意がなされている。早期解散の合意が形成されたのは、自民党が優勢という世論があったからと言われている。従って、9月3日の所信表明演説は、選挙で訴える政策の表明であったが、所信表明演説でも財政再建が重要な課題であり、そのためには国民に「新たな負担」を求めざるを得ない、と次のように述べている。

「財政再建の核心は申すまでもなく、速やかに、膨大な国債、とりわけ特例公債からの脱却を図ることです。政府は、昭和59年度にはこれを実現することを基本目標として、財政の公債依存体質を改善していく決意であります。

そのため、

第一には、来年度予算において、その具体的第一歩として公債発行の絶対額を圧縮することとし、税の自然増収分は優先的にこれを国債減額に充てる。

第二には、租税特別措置法の見直しを行うなど税負担の公平化を進める。

第三には、極力歳出の削減に努めるが、どうしても必要とする歳出を賄うに不足する財源は、国民の理解を得て、新たな負担を求めることにせざるを得ない、と考えております」¹⁴⁾。

所信表明演説の「新たな負担」とは、消費税に他ならない。野党は一斉に反発し9月7日、大平内閣不信任案を提出したが、大平内閣は直ちに衆議院を解散した。

衆議院選挙は消費税が選挙の争点となった。この間の経緯について、『大平正芳・人と思想』では詳細に記述しているので、少し長文になるが引用する。

「自民党は、党籍証明も含めて合計322名の候補者を立て、念願の安定過半数を目指して決戦に臨んだが、野党は一般消費税を最大の対決テーマとして取り上げ、それがそのまま、マスコミ論調の基調となった。中小企業団体も、農業団体も、消費者団体も、相次いで一般消費税反対の態度を打ち出し、大平首相の財政再建策は、集中砲火を浴びる結果となった。…

自民党内でさえ、“増税を掲げては選挙に勝てない”との空気が圧倒的に強く、それを受けるかのように、河本政調会長は、12日の自民党全国県連幹事長会議で、「下期の経済運営を誤らなければ、5兆円の自然増収は可能」であると発言し、増税なき財政再建の路線が共感を呼んだ。13日には、三木元首相が、「増税の独断先行は困る」と首相を批判した。

大平首相は、この頃からさすがに発言に慎重になった。しかし、首相自身、59年度に赤字国債の発行をなくす目標が大型増税なしに達成できるかという点については、それが可能だとは考えていなかった。首相は、行政改革の困難さとその財政的限界を知り尽くしており、“切って切って、なお足らざる時は、国民に新たな負担をお願いせざるを得ない”と考えていた。国民の目には、それが、自民党の動揺と映った。赤字国債の発行、財政危機は、政府の財政政策の失敗の結果だという論も横行した。そしてこの頃には自民党の候補者自身が、増税反対、一般消費税反対を聴衆に訴えていた¹⁵⁾。

消費税反対の大合唱が起こる中で、ついに大平首相は9月17日、「消費税にこだわらない」とトーンダウンし、選挙途中の9月24日、消費税導入断念を表明せざるをえなくなった。

10月7日の衆議院選挙結果は、自民党248議

席獲得と前回より1議席の減に過ぎなかったが、マスコミは自民党優勢と報じていたので、「自民党の敗北」という新聞記事の見出しがおどった。

図表1はこの間の経緯を各種の資料を整理し消費税断念までの推移を辿ったものである。選挙と増税については、何時の時代にあっても、同じ議論が繰り返される。大平首相が断念した消費税は、その後、増税に見合う減税とセットになって、平成元年(1989)に導入された。

(3) 実現した赤字国債発行額の減額

赤字国債発行は大平蔵相時代に始まったが、当初から大平蔵相は赤字国債発行額の減額を考えていた。昭和51年(1976)9月号の『ファイナンス』で次のように述べている。

「単純な赤字公債は減らさねばならない。50年代の前期、前半を終わるまでには全部やめてしまいたい。だから52, 3, 4年と向こう3年間をかけて何とか全部やめてしまう方向で財政運営ができないだろうか。そのためには、中央で2%ぐらい、地方で1%ぐらい今よりも税を重く負担して頂かねばならんし、そういう想定でいかがでしょうか、ということで、1, 2の試案について国会でもご審議を願っている経緯がある」¹⁶⁾。

昭和53年12月に大平内閣発足と同時に、財政健全化のため赤字国債の削減に取り組んだ。消費税の提案と同時に、赤字国債減額のスケジュールについて与党の自民党や国会で示している。昭和54年8月22日の自民党研修会では「私は、明55年度を起点として、4年ないし5

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

図表1 大平首相の消費税導入提案と挫折

昭和・年・月・日	消費税を巡る動き
53・12・8	大平首相就任と同時に、消費税導入を主張。初の記者会見で財政再建の決意表明
54・1・4	伊勢参宮の記者会見で一般消費税の導入を言及
54・1・5	閣議で昭和55年度から消費税導入を決定
54・1・25	第87回通常国会の施政演説で消費税導入の検討を明言
54・7・7	自民党内で「財政再建議員懇談会」ができ、所属議員の過半数の214名が参加して消費税反対を表明
54・7・20	大平首相は三木元首相、福田前首相と三者会談、9月7日解散の合意形成
54・8・22	大平首相「自民党全国研修会」で「国民の理解を得て新たな負担」をお願いする
54・9・3	第88回臨時国会の施政演説で国民に「新たな負担」を求める
54・9・6	大平首相「内外情勢調査会」での講演で国民に「新たな負担」を求める
54・9・7	・社会・公明・民社は消費税導入に反対して三党共同で「大平内閣不信任案」を提出 ・大平首相は不信任案が審議される前に衆議院を解散。総選挙は9月27日公示、10月7日投票日
54・9・12	河本自民党政調会長「5兆円の自然増収は可能」として増税なき財政再建を発言
54・9・13	三木元首相「増税の独断専行は困る」
この間	・野党の消費税反対運動 ・マスコミは野党の反対に同調 ・中小企業団体、農業団体、消費者団体も消費税反対 ・自民党候補者も増税反対、消費税反対を訴える
54・9・17	大平首相の全国遊説第一声（上野駅）「一般消費税にこだわらない」とトーンダウン
54・9・18	大平首相の全国遊説（札幌）「予算編成までに納得のいく結論をだす」と慎重な表現
54・9・24	大平首相の全国遊説（都内）消費税導入断念を表明
54・10・7	・選挙結果 自民党獲得議席248席（前回249席） ・マスコミは自民党の圧倒的優勢を伝えていたので、選挙結果について朝刊各紙は「自民党の敗北」の見出しを掲げる

〔出所〕『大平正芳 政治的遺産』大平正芳記念財団 1994年 207～208頁

『大平正芳 人と思』大平正芳記念財団 1990年 494～495頁、499～500頁、503～504頁

大平正芳『永遠の今』大平正芳回想録刊行会 1980年 202～203頁 209頁 366頁

年の間に、現在15兆円を超える国債のうち、特別公債、いわゆる赤字公債は、全部消してしまう決意で、財政再建に取り組もうといたしているのではありません¹⁷⁾と述べている。

昭和54年9月3日の所信演説では赤字国債依存体制の脱却の日程目標を明示し、次のように述べている。「財政再建の核心は申すまでもなく、速やかに、膨大な国債、とりわけ特例公債

から脱却を図ることです。政府は、昭和59年度にはこれを実現することを基本的目標として、財政の公債依存体質を改善していく決意であります¹⁸⁾。

第二次大平内閣が成立した直後の所信表明演説でも「政府としては、昭和55年度予算においては、国債発行額を前年度より相当程度減額し

図表2 昭和50年代の赤字国債発行の推移

(単位：億円，%)

昭和年度	西暦年度	新規公債発行額						公債依存度 (実績)
					うち特例公債発行額			
		当初	補正後	実績	当初	補正後	実績	
50	1975	20,000	54,800	52,805	—	22,900	20,905	25.3
51	1976	72,750	73,750	71,982	37,500	36,500	34,732	29.4
52	1977	84,800	99,850	95,612	40,500	49,570	45,333	32.9
53	1978	109,850	112,850	106,740	49,350	49,550	43,440	31.3
54	1979	152,700	140,500	134,720	80,550	69,170	63,390	34.7
55	1980	142,700	142,700	141,702	74,850	73,150	72,152	32.6
56	1981	122,700	129,000	128,999	54,850	58,600	58,600	27.5
57	1982	104,400	143,450	140,447	39,240	73,090	70,087	29.7
58	1983	133,450	137,900	134,863	69,800	69,800	66,765	26.6
59	1984	126,800	128,650	127,813	64,550	64,550	63,714	24.8

〔出所〕 財務省「財政関係基礎データ」平成24年4月

て財政再建の第一歩とする方針であります¹⁹⁾と述べている。

大平首相の目標とした赤字国債発行額の削減が成功したか、図表2で検証してみる。まず、赤字国債は昭和50年度(1975)から55年度(1980)まで一貫して増加を続けているが、55年度をピークに、以後、発行実績は減額している。これは、大きな変化と言わねばならない。次に、大平内閣時代(53年度から55年度)の赤字国債発行については、当初予算と発行実績を比較すると、この間、いずれの年度も発行実績は当初予定以下である。55年以降についても、57年度を除き発行実績は予定以下となっている。赤字国債の発行額が削減された結果、国債発行総額は55年度をピークに、以後、発行額の減額が続いている。その結果、国債依存度も一貫して低下し、ピーク時の34.7%から昭和59年度には24.8%となった。こうした変化は、大平首相が国民に約束した赤字国債削減の成果であ

る。

3. 赤字国債依存体制の脱却

財政再建のもう一つの目標である赤字国債依存体制の脱却についてはどうか。大平首相の目標は昭和59年度までに赤字国債依存体制から脱却することであった。

昭和54年9月3日の臨時国会における所信演説でも、前述したように、昭和59年度には赤字国債依存体制から脱却することを基本目標として、財政の公債依存体質を改善していく決意である、と述べている。

昭和54年9月6日の内外情勢調査会における講演でも、赤字国債依存体制の脱却について、「…15兆2000億円にも及んでおる国債発行、そのうち、8兆円は赤字国債でございますが、この赤字国債は、来年度を起点といたしまして、昭和59年度までにはなくさしてもらいたいと考えております²⁰⁾」と述べている。

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

図表3 赤字国債依存体制からの脱却

(単位：億円，%)

和暦年度	西暦年度	公債発行額						公債依存度 (実績)
		公債発行額			うち特例公債発行額			
		当初	補正後	実績	当初	補正後	実績	
昭60	1985	116,800	124,380	123,080	57,300	61,350	60,050	23.2
61	1986	109,460	114,950	112,549	52,460	52,460	50,060	21.0
62	1987	105,010	105,390	94,181	49,810	36,590	25,382	16.3
63	1988	88,410	79,670	71,525	31,510	17,710	9,565	11.6
平成	1989	71,110	71,110	66,385	13,310	6,810	2,085	10.1
2	1990	55,932	73,120	73,120	-	9,689	9,689	10.6
3	1991	53,430	67,300	67,300	-	-	-	9.5
4	1992	72,800	95,360	95,360	-	-	-	13.5
5	1993	81,300	161,740	161,740	-	-	-	21.5
6	1994	136,430	164,900	164,900	31,338	41,443	41,443	22.4

〔出所〕 財務省「財政関係基礎データ」平成24年4月

だが、大平首相は衆参選挙運動の最中、過労で倒れ、昭和55年6月12日、永眠された。赤字国債依存体制脱却の目標は、次の内閣に受け継がれることになる。

赤字国債依存体制の脱却を目指し、昭和57年度(1982)には歳出枠を前年度以下に抑制する「ゼロ・シーリング」が初めて設定された。更に、昭和58年度(1983)には「マイナス・シーリング」が設定され、前年度比経常部門マイナス5%、投資部門横ばいとし経費の徹底した見直し・抑制を図った。

昭和58年8月12日、「1980年代経済社会の展望と指針」が閣議決定された。「展望と指針」では、新たに65年度までに赤字国債依存体制からの脱却と公債依存度の引下げが努力目標として示された²¹⁾。以後、「展望と指針」で示された目標に向かって、「財政の中期的展望」が毎年作成され、昭和65年度までに「赤字国債依存体制脱却」するシナリオが作成される。この

間、バブルによって税収も拡大し、国債発行額を減額することも容易になった。

平成2年(1990)、ついに赤字国債依存体制から脱却することができた。図表3でみるように、平成2年度の当初予算で赤字国債をゼロとすることができた。赤字国債の発行実績は平成3年度(1991)から平成5年度(1993)までの3年間、ゼロとなった。大平首相の悲願が実現したのである。

ところが、赤字国債依存体制の脱却を目前にして、赤字国債歯止装置が破壊されてしまう。赤字国債歯止装置の破壊は、戦後日本の国債市場史で最大の汚点であり、赤字国債無制限発行に道を開き、今日の政府債務膨張を招く元凶となった。

Ⅱ. 赤字国債歯止装置の破壊

1. 現金償還原則の変更を答申した財政制度審議会の報告書

昭和50年度から発行された赤字国債は、昭和60年に満期償還を迎える。赤字国債は現金償還が原則だから、満期を迎える10年債の赤字国債は昭和60年から全額が現金償還されるはずのものであった。

ところが、昭和59年(1984)1月18日、財政制度審議会は「中期的財政運営に関する諸問題の中間報告」において、赤字国債償還は現金償還のルールを変更して借換償還を行うべきだ、とする驚くべき答申を行った。答申では次のように記されている。

「財政事情は今後一層厳しい状態が続くものと予想されるが、中長期的に現在のような財政構造のまま推移した場合、人口の高齢化等社会的・経済変化に対応した各般の財政需要に適切に應えていけるのかどうか、強く懸念されるところである。

上記のような厳しい財政状況の下で、特例公債の償還財源をどのようにして確保するかが大きな問題となる。

(イ) 現在の財政状況の下で、特例公債の償還を、借換債の発行によらず全額いわゆる現金償還を行い、しかも65年度までに特例公債依存体質から脱却を図ろうとすると、極端な歳出カットや極度の負担増といった急激な措置を講じなければならないことになり、我が国経済や国民生活に好ましくない影響を及ぼすことは避けられないと思われる。

(ロ) したがって、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りつつ、財政改革を具体的に進めていくためには、特例公債の償還財源の調達について借換債の発行という手段によらざるを得ないと判断される。

特例公債の大量償還を行いつつ、新規財源を新たな特例公債に依存せざるを得ないような財政事情が当面続く状況の下では、従来のいわゆる現金償還の方針を改め、借換債の発行を行うという方針に切り替えることはやむを得ないと考える²²⁾。

では、赤字国債依存体制脱却後についてはどうか。答申では引き続き、次のように述べている。

「特例公債依存体質から脱却した後においても特例公債の償還額は引き続き多額に上ること等を考慮すれば、脱却後直ちに借換債の発行を行うことは困難でないかと思われる。また、借換債の発行を行わないことによって再び一般会計における特例公債の発行を余儀なくされるのであれば折角の特例公債脱却の意義を失わしめることになり、適当ではないと考えられる²³⁾。

財政制度審議会は、昭和59年12月21日、赤字国債の償還について再び答申し、償還ルールについて次のように提言している。「65年度までに特例公債依存体質からの脱却に努めるという目標の下に、今後、財政改革を具体的に進めていくためには、当面、特例公債の償還については、四条公債と同様のいわゆる60年償還ルールによることが現実的選択としてやむを得ないと考える²⁴⁾。

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

2. 特例公債法から削除された現金償還原則

(1) 禁止規定から努力目標に変更された特例公債法の規定

昭和50年度から発行が開始された赤字国債は、現金償還が原則となっていた。この原則は、昭和50年度においては償還計画表の説明欄等で明記され、51年度からは特例公債法で「償還のための起債は行わないものとする」と明記されていた。赤字国債の現金償還原則と借換禁止規定は、58年度の特例公債法まで継続する。

ところが、昭和59年6月、赤字国債の現金償還原則が変更される。前述の財政審議会の答申を得て、特例公債法は赤字国債の償還について「償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする」と変更されたのである²⁵⁾。

この規定によって、赤字国債現金償還の原則は単なる「努力規定」に変更された²⁶⁾。以後、毎年制定される特例公債法には、この規定が盛り込まれる。赤字国債の償還原則は、この時点から、現金償還から借換償還へ、根底から変更されたことになった。

(2) 赤字国債の借換償還を再確認する財政制度審議会報告

前掲図表3でみたように、平成2年(1990)、赤字国債依存体制から脱却することができた。本来であれば、この時点で、赤字国債の現金償還原則に立ち戻るべきであった。

だが、財政制度審議会は赤字国債依存体制脱却後も、赤字国債償還は現金償還の原則に戻ることなく借換発行を継続すべきである、として次のように答申している。

「我が国財政の現状を見ると、平成2年度予算において特例公債依存体制からの脱却が達成されたとはいえ、財政体質は次のように極度に悪化した状況にある。

第一に、我が国の国債残高は、通年にわたる特例公債を含む大量の国債発行により累増し…、国債費も膨張を続けており…財政構造の硬直性の最大の要因となっている。

第二に、特例公債新規発行はゼロになったものの…巨額の公債残高が、来るべき高齢化社会に大きな負担を残す要因となっている。

第三に、特例公債の発行額を極力圧縮するため、定率繰り入れの停止や財政支出の繰延措置といった臨時特例措置が緊急避難的にとられてきた。

第四に、現在の財政構造には、税収の減少が生じた場合に対応し得る弾力性が極めて限られており、ひとたび景気の落ち込み等により税収減が生じた場合には、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。

従って、このような財政体質が改善されない限り、特例公債依存体制からの脱却という目標が達成されたことをもって財政が健全体に復したとは到底言えず、財政改革の手綱を緩めるわけにはいかない²⁷⁾としている。

その上で、「特例公債の償還については、当面、60年償還ルールを直ちに現金償還の本則に戻すことは現実的ではない²⁷⁾」と答申した。

3. 赤字国債償還ルール変更の意味するもの

財政制度審議会の答申を受けて、赤字国債の償還方式が現金償還から借換償還に変更され

た。この変更は、第一に、国債発行の歯止装置の喪失を意味する。建設国債の場合、発行限度額は公共事業費の範囲内に限定されていた。赤字国債についても現金償還の原則によって、発行額は抑制されていた。満期が到来すると全額を現金で償還する必要があり、現金償還を予定して発行額を抑制する必要があった。ところが、建設国債と同様、赤字国債償還も60年償還ルールが適用されると、赤字国債の発行は現金償還の制約から解放される。満期が到来しても、現金ではなく借換で償還を行うことができるからである。赤字国債と建設国債は一蓮托生の関係にあり、建設国債の発行限度額を超えて発行される国債が赤字国債である。従って、赤字国債発行の歯止装置が無くなったということは、日本の国債発行は歯止装置を喪失した、ということになる。

第二に、赤字国債の借換償還は国債無制限発行に向かって道を開くものである。昭和50年代後半以降、国債発行額が減額していくのは、歳出をゼロに抑える「ゼロ・シーリング」、歳出をマイナスの抑える「マイナス・シーリング」、赤字国債依存体制から脱却することを目標とした「展望と指針」、これら財政再建の取組は赤字国債発行に限度が画されていたからであった。また、大平首相が所信演説で国民に訴えた赤字国債削減の約束が守られたからである。赤字国債削減の約束も、現金償還という制約があればこそ可能であった、といえよう。

国債発行の歯止装置が崩壊すると、財政規律が失われ、国債無制限発行への道を辿ることになる。平成6年(1994)以降の国債発行の歴史は、この事実を明瞭に示している。以下、この事実をみていく。

Ⅲ. 赤字国債無制限発行への道程

1. 減税特例国債の発行と赤字国債発行の再開

平成2年(1990)、赤字国債依存体制から脱却することができた。当初予算で赤字国債発行をゼロとすることができたのである。年度途中で9,689億円の臨時特別国債が発行されるが、これは湾岸戦争負担金を赤字国債発行で調達したからである。平成3年度から5年度まで、赤字国債発行はゼロとなった。

ところが、平成6年度(1994)から赤字国債の発行が再開される。一つは、震災特例国債で、平成7年(1995)1月に発生した阪神淡路大震災の復興費用の財源として8,106億円の赤字国債が発行された。震災特例国債はこの年度限りである。問題は減税特例国債である。減税特例国債は図表4でみるように、平成6年度から8年度まで合計8兆644億円発行された。減税特例国債とは、所得税等の先行減税によって税収が不足し、その不足分を補填するための赤字国債である。

図表5は、平成6年度から8年度までの所得税減税の推移をみたものである。この間、特別減税として合計6.6兆円の減税がおこなわれた。特別減税に加えて、恒久的減税も実施され、平成7年度(1995)だけで2.4兆円の減税が行われている。この間、9兆円の減税が実施されたが、減税による税収不足を補填するものとして、合計、8兆円強の赤字国債が発行された。減税特例国債は赤字国債だが、借換償還期間は60年ではなく、20年償還の扱いである²⁸⁾。

減税のための赤字国債発行は、国債発行の論

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

図表 4 赤字国債発行再開とその後の推移

(単位：億円，%)

平成年度	西暦年度	新規国債発行額		建設国債 発行額 (実績)	赤字国債発行額					赤字 国債 比率 B/A	公債依存度	
		当初	実績(A)		当初	実績(B)	減税特別 国債	臨時特別 国債	震災特別 国債		当初	実績
2	1990	55,932	73,120	63,431	0	9,689	0	9,689	0	13.3	8.4	10.6
3	1991	53,430	67,300	67,300	0	0	0	0	0	0	7.6	9.5
4	1992	72,800	95,360	95,360	0	0	0	0	0	0	10.1	13.5
5	1993	81,300	161,740	161,740	0	0	0	0	0	0	11.2	21.5
6	1994	136,430	164,900	123,457	31,338	41,443	33,337	0	8,106	25.1	18.7	22.4
7	1995	125,980	212,470	164,401	28,511	48,069	28,511	0	0	22.6	17.7	28.0
8	1996	210,290	217,483	107,070	119,980	110,413	18,796	0	0	50.8	28.0	27.6
9	1997	167,070	184,580	99,400	74,700	85,180	0	0	0	46.1	21.6	23.5
10	1998	155,570	340,000	170,500	71,300	169,500	0	0	0	49.9	20.0	40.3
11	1999	310,500	375,136	131,660	217,100	243,476	0	0	0	64.9	37.9	42.1
12	2000	326,100	330,040	111,380	234,600	218,660	0	0	0	66.3	38.4	36.9
13	2001	283,180	300,000	90,760	195,580	209,240	0	0	0	69.7	34.3	35.4
14	2002	300,000	349,680	91,480	232,100	258,200	0	0	0	73.8	36.9	41.8
15	2003	364,450	353,450	66,931	300,250	286,519	0	0	0	81.1	44.6	42.9
16	2004	365,900	354,900	87,041	300,900	267,859	0	0	0	75.5	44.6	41.8
17	2005	343,900	312,690	77,620	282,100	235,070	0	0	0	75.2	41.8	36.6
18	2006	299,730	274,700	64,150	244,890	210,550	0	0	0	76.6	37.6	33.7
19	2007	254,320	253,820	60,440	202,010	193,380	0	0	0	76.2	30.7	31.0
20	2008	253,480	331,680	69,750	201,360	261,930	0	0	0	79.0	30.5	39.2
21	2009	332,940	519,550	135,110	257,150	384,440	0	0	0	74.0	37.6	52.1
22	2010	443,030	443,030	96,030	379,500	347,000	0	0	0	78.3	48.0	48.0

注：1. 公債依存度は、公債発行額／一般会計歳出額。

2. 平成2年度赤字国債発行額9689億円は、湾岸戦争負担金の臨時特別公債金分。

3. 平成6年度震災特別国債8106億円は阪神大震災の復興経費の財源として発行。

〔出所〕 財務省『財政基礎データ』・『日本国債ガイドブック』、『日本の財政（平成22年度版）』東洋経済新報社等より作成。

理が逆転している。財政資金の調達には、本来、
 税収で確保すべきものであり、税収で不足する
 資金を金融市場から追加的に調達する。租税収
 入は無償だが金融市場からの調達は有償だか
 ら、本来、国債発行による政府資金の調達は限
 界部分の資金調達である。ところが、減税国債
 発行の論理は、まず、減税によって租税収入を
 減少させ、減少した部分を金融市場で調達する
 というのだから、逆転した国債発行の論理であ
 る。

減税国債が発行された時点の租税収入は、極
 端な税収不足に落ち込んではいなかった。法人

税収の推移をみても、昭和60年代の水準にあっ
 た。

では、なぜ、減税のための赤字国債が発行さ
 れたのか。赤字国債の歯止装置が無くなり、安
 易な国債発行が可能になったからである。

2. 平成10年度以降の赤字国債無制限発 行

赤字国債の増発は平成10年度から新たな段階
 に入る。平成10年度の国債発行額は、当初予算
 では15.5兆円であったが、発行実績は34兆円に
 倍増し、赤字国債発行額は当初の7.5兆円から

図表5 平成6年度から8年度における所得税減税

(1)特別減税 (単年度)

年度	減税内容	減税額
平成6年度 (1996)	20%の定率減税 (上限200万円)	3.8兆円
平成7年度 (1997)	15%の定率減税 (上限5万円)	1.4兆円
平成8年度 (1998)	15%の定率減税 (上限5万円)	1.4兆円
合計		6.6兆円

(2)制度減税 (恒久措置)

年度	減税内容	減税額
平成7年度 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税構造の累進緩和 (最高税率50%の課税所得階級を2000万円から3000万円に引き上げ等) ・ 課税最低限の引き上げ (夫婦+子2人の給与所得者の場合、327.7万円から353.9万円に引き上げ) 	2.4兆円

〔出所〕 高山真「復興債の発行方法に関する考察」『経済レビュー』平成23年7月19日
NO.2011-7 4頁

17兆円に急増し、国債依存度は20%から40%となり戦後国債史の歴史を塗り替える。図表4でみるように、赤字国債の膨張による国債発行額の急増、そして、政府資金の約半分を国債に依存する異常な状態は、この時点からスタートする。なぜ、この時点から赤字国債の無制限発行が開始されたのだろうか。

(1) 財政構造改革に関する特別措置法の停止

赤字国債が増発された一つの要因は、「財政構造改革法」が凍結されたことに起因する。橋本龍太郎内閣の下で財政構造改革の推進を目標に、平成9年(1997)6月3日、「財政構造改革の推進について」が閣議決定された。そして、平成9年11月28日、「構造改革の推進に関する特別措置法(構造改革法)」が国会で成立

した。

構造改革法では、まず、平成15年度(2003)までに国及び地方公共団体の財政赤字の対GDP比を3%以下とすること、次に、平成15年度までに特例公債依存から脱却し、公債依存度を引き下げることを設定し、更に、財政運営の当面の目標として一般歳出の額を抑制するとともに、国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割の見直し等の観点を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することにしてきた²⁹⁾。

財政構造改革法が成立したが、平成9年秋以降、バブル経済の崩壊によって金融システムの不安が重なり、経済に深刻な影響を与え、緊急避難的な措置が必要となってきた。平成10年7月、参議院選挙で自民党議席が減少し、橋本内閣に代わって小渕内閣が成立する。小渕内閣

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法案」を国会に提出し、平成10年（1998）11月27日、停止法案は国会で成立した。法案の内容は、経済が回復軌道に入るまで一時的に財政構造改革法の施行を停止する、というものであった³⁰⁾。

（2）大型景気対策と赤字国債発行

橋本内閣を引き継いだ小渕内閣は自らを「経済再生内閣」と位置付け、財政構造改革から積極的財政政策路線へ方針転換を明確にした。

まず、平成10年11月16日、「緊急経済対策」を発表し、恒久的減税6兆円、貸し渋り対策として5.9兆円、社会資本整備に8.1兆円、住宅対策に1.2兆円、雇用対策に1兆円等、総額20兆円を上回る経済対策を作成した³¹⁾。

次に、平成11年6月には「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」を公表し、総事業費5,400億円が補正予算に組み込まれた。

更に、平成11年11月、「経済新生対策」が作成された。事業費は約18兆円の規模で、主として社会資本整備のため充当されることになった。

小渕内閣は財政再建よりも景気対策を最優先したが、この財源は如何にして調達されたのだろうか。前掲図表4をみると、平成10年度の国債発行額は、当初予算の2倍の34兆円となっている。赤字国債の増発によって財源が調達されたことを示している。平成11年度においても国債発行額は37.5兆円となり、国債依存度は42.1%に達した。

小渕内閣を引き継ぐ森内閣も、同じく積極財政路線を継承した。平成12年10月、「日本新生のための新発展政策」が策定され、約11兆円の公共事業に取り組むことにしたが、この内容は

小渕内閣の「緊急経済対策」の路線を継承するものであった³²⁾。この年、国債発行額は33兆円、国債依存度は40%に達している。

（3）赤字国債膨張要因の変化

森内閣以降、赤字国債の膨張要因は大型景気対策から社会保障関係費の増大に変化していく。租税収入は減少を続けているが、他方、少子高齢化の進展によって社会保障関係費が毎年、1兆円強ずつ増加を続けているからだ。

さらに、平成21年（2009）の民主党政権交代によって、子ども手当・農家個別保障・高等学校授業料の無償化・高速道路の無償化など、財源の裏付け無きバラマキ行政によって歳入不足は拡大し、国債発行額が税収入を超えるに至った。赤字国債の無制限発行がバラマキ行政を可能にしたのである。

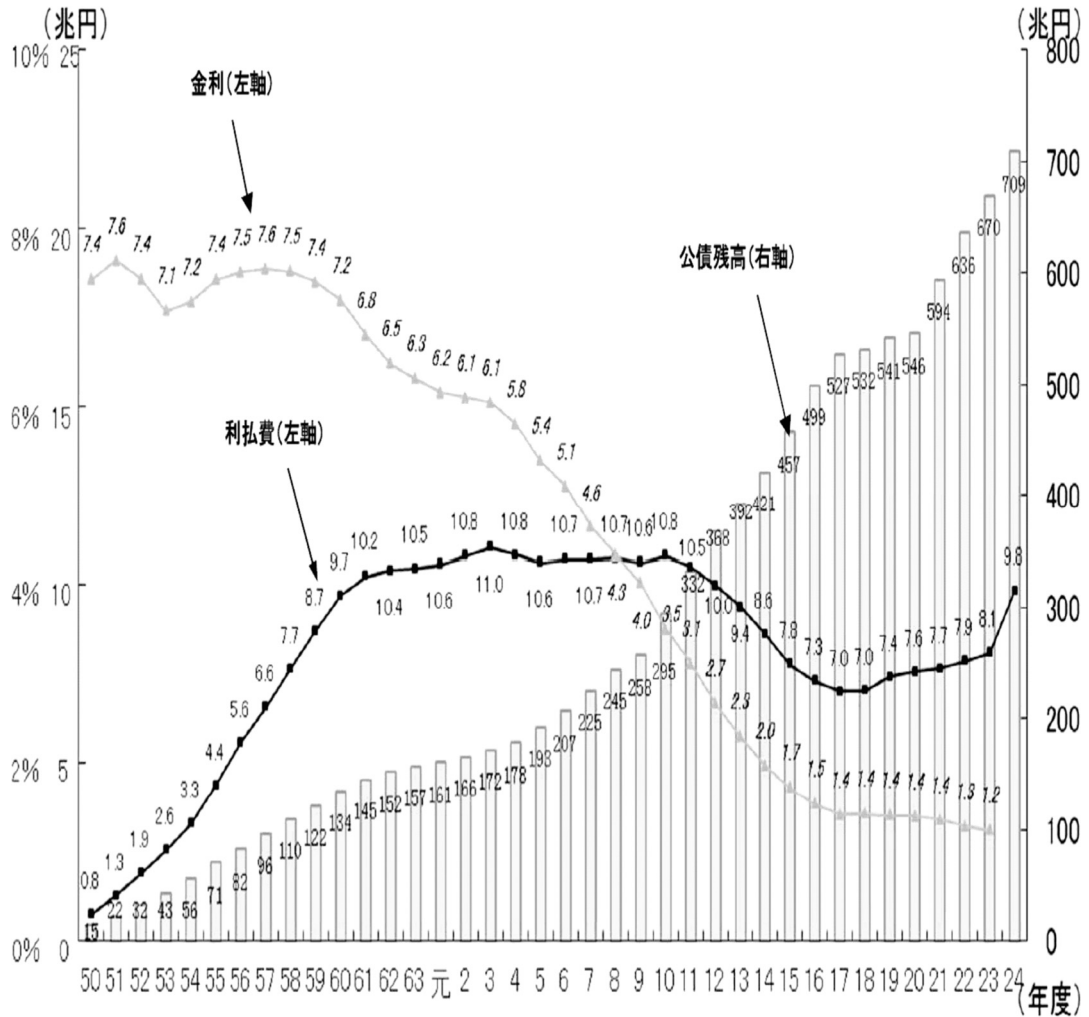
3. なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

（1）削除された赤字国債現金償還の原則

平成10年度以降、国債発行額が飛躍的に増加し、赤字国債の無制限発行体制へ移行した。無制限発行を可能にしたものは、先ず第一に、特例公債法で禁止されていた赤字国債借換禁止規定を削除したことである。赤字国債発行は大平正芳が蔵相の時に始まった。大平蔵相は赤字国債の膨張を危惧し、赤字国債償還の借換を禁止して現金償還とし、特例公債は単年度法とし、赤字国債膨張の歯止とした。赤字国債の無制限発行が可能になったのは、これまで詳述してきたように、この禁止規定を削除したからである。

法治社会では、法律の規定が大きな影響力を持つ。公共選択論の巨匠であるブキャナン・ワ

図表6 国債発行残高の増加・長期金利の低下・利払費の相対的減少



注1 利払費は、平成23年度までは決算、24年度は予算による。
 2 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、24年度末は予算に基づく見込み。
 [出所] 財務省「日本の財政関係資料」平成24年9月
 (http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_2409.pdf)

グナーは『赤字財政の政治経済学』（文真堂昭和54年）で、民主主義の議会はハーベイロードの賢人政治はないから、選挙を通じて財政赤字は拡大する、と指摘した。だから、財政赤字の拡大を抑制するには成文化された法律によって財政赤字を抑制すべきだ、と多くの著書で主張した³³⁾。ところが、財政制度審議会の報告書

は、特例公債法で成文化されている赤字国債発行の抑制規定を削除したのであった。

(2) 国債利払費の軽減と危機感の喪失

第二に、国債利払費に対する危機感の喪失である。バブル経済崩壊後、長期金利は一貫して低下を続け、国債の低利発行が可能になった。

なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか

その結果、国債発行残高は急増しているにもかかわらず、逆に国債利払費は減少し、財政負担は軽減している。国債を増発しても毎年の利払費は相対的に縮小しているのであるから、財政負担が増大する心配はない。選挙で選ばれた国会議員は、議員の任期中の問題が最大の関心事で、財政負担に対する危機感は希薄になる。

図表6は、この間の推移を明瞭に示している。長期金利は一貫して低下し、現時点では歴史的な低金利水準となっている。他方、国債発行残高は増加を続け、この図表からも平成10年度から発行残高が急激に増加していることが読み取れる。国債の利払費についてはどうか。国債発行残高が増加しているにもかかわらず、一般会計歳出に占める国債費の割合は一貫して低下している。

具体的にみていこう。ここでは、赤字国債発行がゼロとなった平成3年度と23年度を比較してみよう。平成3年度の国債残高は172兆円であったが、23年度には670兆円となり、この間、国債残高は498兆円増加している。他方、一般会計歳出に占める利払費は11%から8.1%に減少している。発行残高は約4倍も増加しているのに、利払費の割合は逆に減少し0.73倍にすぎない。残高が急増しているのに利払費が急激に減少しているのは、長期金利がこの間、6.1%から1.2%へ、と歴史的な低金利水準となったからである。

昭和50年代には国債利払費に対する危機感があった。国債依存度が補正予算段階で30%を超えようとしたとき、30%攻防戦と言われる反対運動が展開された。30%に理論的根拠があるわけでない。理論的根拠がなくても現実的根拠があった。国債膨張を抑制し、国債利払費を軽減するため、30%攻防戦が展開されたのである。

ここでは、国債膨張に対する危機感があった。長期金利の低下によって、この危機感が失われた。危機意識の喪失によって財政規律も失われ、国債無制限発行体制が確立したといえよう。

注

- 1) 赤字国債発行の経緯については、「大平正芳・人と思」[1990] 360～361頁に詳述されている。
- 2) 〔出所〕昭和財政史 [2004] 8～9頁
- 3) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 246頁
- 4) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 250頁
- 5) 〔出所〕大平正芳・政治的遺産 [1994] 455頁
- 6) 〔出所〕昭和財政史 [2004] 11頁
- 7) 〔出所〕小林武 [1992] 120頁
- 8) 文献や資料については、福永文夫『大平正芳』[2008]の主要参考文献を参照されたい
- 9) 〔出所〕大平正芳・永遠の今 [1980] 199頁
- 10) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 303頁
- 11) 〔出所〕大平正芳・人と思 [1990] 496頁
- 12) 〔出所〕大平正芳・政治的遺産 [1994] 207頁
- 13) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 289頁
- 14) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 303～304頁
- 15) 〔出所〕大平正芳・人と思 [1990] 499頁
- 16) 〔出所〕大平正芳回想録・伝記編 [1982] 384頁より転載
- 17) 〔出所〕大平正芳・永遠の今 [1980] 200頁
- 18) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 303頁
- 19) 〔出所〕大平正芳回想録・資料編 [1982] 311頁
- 20) 〔出所〕大平正芳 [1980] 365～367頁
- 21) 〔出所〕坂本導聰編 [1988] 9～10頁
- 22) 〔出所〕財政制度審議会報告 [1984] 所収本253～254頁
- 23) 同上 所収本257頁
- 24) 同上 所収本266頁
- 25) 「昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（59年6月）」
- 26) 〔出所〕昭和財政史 [2004] 105頁
- 27) 〔出所〕財政制度審議会報告 [1990] 所収本265～267頁 253～254頁 274頁
- 28) 財務省「債務管理レポート（2010）」53頁では、特別減税国債について、次の様に解説している。「減税特別国債は、税制改革の実施に伴って、所得税の減税の先行などによる租税収入の減少を補うため、平成6年度から平成8年度までに発行されたものであり、できるだけ早期に償還すべきであるとの考え方から、通常の国債における償還期間が60年であるのに対し、その3分の1に当たる20年で償還することとされています。具体的には、通常の定率繰入に加えて、平成10年度から平成29年度までの間、減税特別国債の発行総額から、自動車消費税と法人特別税の廃止に伴う発行額を控除した額の30分の1

- に相当する額を毎年繰り入れることとされています」。
- 29) [出所] 財政データブック [2000] 88頁
- 30) 同上 89～99頁
- 31) 内閣府『金融危機とデフレーション (1997～2001年を中心に)』経済総合研究所 70頁参照。ただし、追田英典編『(図説)日本の財政 (平成22年度版)』東洋経済新報社 331頁では、緊急経済対策費は17兆円超となっている。
- 32) 同上 72～73頁参照。
- 33) ブキャナン著加藤寛監訳『コンスティテューショナルエコノミクス』有斐閣 1992年、ブキャナン・ブレナン著深沢実監訳『立憲的政治学の方法論』文真堂 1989年

参 考 文 献

- 大平正芳 [1980]『永遠の今』大平正芳回想録刊行会
- 大平正芳回想録刊行会 [1982]『大平正芳回想録・伝記編』
- 大平正芳回想録刊行会 [1982]『大平正芳回想録・資料編』
- 大平正芳回想録刊行会 [1982]『大平正芳回想録・伝記編』
- 大平正芳記念財団 [1990]『大平正芳・人と思想』
- 大平正芳記念財団 [1994]『大平正芳・政治的遺産』
- 大平正芳記念財団 [1996]『在素知費・大平正芳発言集』
- 小林武 [1992]『改訂版：予算と財政法』新日本法規出版
- 財務省 [2004]『昭和財政史 (昭和49年～63年度)』5「国債」東洋経済新報社
- 財政政策研究会編 [2000]『財政データブック (平成12年度版)』大蔵財務協会
- 財政制度審議会報告 [1990]「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告 (平成2年3月1日) 館龍一郎監修『財政データブック』大蔵財務協会 平成5年版所収)
- 財政制度審議会報告 [1984]「中期的財政運営に関する諸問題についての中間報告 (昭和59年1月18日) 館龍一郎監修『21世紀への展望』大蔵財務協会 昭和63年度版所収)
- 財政制度審議会報告 [1984]「国債の償還等に関する諸問題についての中間報告 (昭和59年12月21日) (館龍一郎監修『21世紀への展望』大蔵財務協会 昭和63年度版所収)
- 坂本導聰編 [1988]『国債 (大蔵省理財局)』大蔵財務協会
- 田中六助 [1981]『大平正芳のひとと政治』朝日ソノラマ
- 福永文夫 [2008]『大平正芳』中公新書
- 森田一 [1981]『最後の旅―遺された唯一の大平宰相日記』行政問題研究所
- 吉田雅信 [1986]『大平正芳の政治的人格』東海大学出版会
- (甲南大学名誉教授・当研究所特別嘱託研究員)